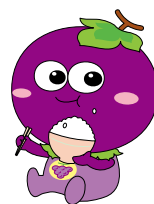


2 学期から中学校全員給食を実施！

それに伴い、多子世帯の中学生対象分が小学生と同様に全額助成へ拡充！

市独自の子育て支援策の一環として、市立小・中・義務教育学校に在籍する第3子以降の学校給食費を助成することにより、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。

対象・申請など
詳しくはこちら



<助成対象者>

以下①～④のすべてを満たしている保護者の方

①原則として、羽曳野市に住所を有していること。

②今年度22歳以下の年齢に達する子（※1）を3人以上監護又は扶養（※2）していること。

※1）今年度19歳以上令和7年度の場合、平成19（2007）年4月1日以前に生まれた方の年齢に達する子については、大学等に在籍している必要があります。

※2）15歳以下の子については監護、16歳以上の子については扶養している必要があります。

③②の子のうち、年齢が上から数えて3番目以降の子が、羽曳野市立小・中・義務教育学校で学校給食の提供を受けていること。

④学校給食費の滞納がないこと。

※3）年度途中で転出するなど、要件を満たさなくなった場合は、原則異動日の属する月の前月分までを助成します。

※4）年度途中で要件を満たした場合は、原則要件を満たした日の属する月の翌月分から助成します。

※5）上記の要件を満たしていても、生活保護を受給されている方は助成の対象外となります。

（ただし、中学生で1学期に選択制給食を利用された分については対象となります。）

※6）就学援助費、特別支援就学奨励費を受給されている場合、小学生は、その支給額と本事業による助成金額の差額を助成します。

中学生は、2学期以降、特別支援就学奨励費の支給額と本事業による助成金額の差額を助成します。

■申請手続きなど

この事業による助成を受けるには、**毎年度、申請が必要です**。受付期間内に申請してください。

受付期間中に申請し、令和7年4月1日から助成要件を満たしている場合、令和7年4月分からの学校給食費を助成します。

■助成金額

小学生低学年（1～3年）	一律 年額 47,000 円※
小学生高学年（4～6年）	一律 年額 49,000 円※
中学生（1学期：選択制）	選択制給食を利用の場合、実費の半額
中学生（2・3学期：全員給食）	全員給食分として、一律 32,000 円※

※全額相当分

■受付期間

10月1日（水）9:00～12月26日（金）17:30

■申請方法

窓口（食育・給食課 / 市役所別館3階）またはオンライン申請

■振込時期

令和8年5月上旬（予定）※結果通知は令和8年4月下旬に一斉送付予定。

« 問合せ » 食育・給食課

令和8年度留守家庭児童会（学童保育） 児童募集

留守家庭児童会一斉受付はオンライン申請をご利用ください。

【対象】本市の小学校または義務教育学校に在籍する1年生から6年生で就労や疾病等により保護者が昼間家庭にいない児童
オンラインでの申請期間

・11月7日（金）0:00～12月8日（月）23:59まで

オンライン申請が使用できない方

※窓口にて、申請書用紙での申し込みとなります。

※事前予約制となります。オンライン申請をした方は不要です。

・窓口来庁日時の予約申込：11月17日（月）10:00から開始

窓口に来庁される場合、オンラインによる事前予約が必要です。

・申請期間：12月1日（月）～6日（土）9:30～17:00（12:00～13:00除く）

・申請場所：羽曳野市役所 別館3階 大会議室

・申請書類について：申請書類は市ウェブサイトの学童保育のページから印刷してご使用ください。

募集要項の配布について

・配布開始日：10月初旬から

・配布場所：各留守家庭児童会の教室・市内小学校園・市内保育施設等・支所・市役所（別館3階 次世代育成課）など



オンライン申請



問合せ：次世代育成課 ☎ 072-947-3902（直通）